

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

第2条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の156.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「常勤特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 この条例による改正後の常勤特別職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の常勤特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の常勤特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市の常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。